

四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

本編

四万十市都市計画マスタープラン

本
編



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

序章

都市計画マスタープランについて

序章

1. 策定の趣旨

(1) 都市計画とは

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来的に中長期的な見通しをもって定める必要があります。また、個々の都市計画の決定にあたっては、その必然性、妥当性が説明される必要がありますが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来の目指すべき都市像との関係を踏まえ、総合性・一体性の観点から常に検証されなければなりません。

このため、都市計画マスタープランにおいては、それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが、極めて重要であり、そうした機能の発揮こそ都市計画マスタープランに求められているといえます。

都市計画マスタープランにおいて、どのような都市をどのような方針のもとに実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待し得るものです。＜都市計画運用指針（一部修正）＞

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは厳密には2種類あります。

ひとつは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象に、一市町村を越える広域的観点から、都道府県が区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）と言い、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれます。

もうひとつは、この都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、市町村の定める都市計画の方針を定めるもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）と言い、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」と呼ばれるものです。

今回策定するのは、後者の市町村都市計画マスタープランであり、本書において「都市計画マスタープラン」と記述する場合は、この市町村都市計画マスタープランを指すものとします。



(3) 都市計画マスタープラン策定の経緯

本市の前身となる中村市における都市計画マスタープランは、平成 13 年（2001 年）2 月に策定され、平成 32 年（2020 年）度を目標に、「清流と街が輝く 拠点都市」を目指し、都市づくりを進めてきました。

その後、平成 17 年（2005 年）4 月 10 日に旧中村市と旧西土佐村が合併して四万十市が誕生し、合併を機に「四万十市建設計画」を定め、市政運営の指針とし、各種の施策に取り組んできました。

それから 12 年が経過し、人口減少・少子高齢化等の社会経済環境の変化は速度を増すとともに平成 23 年（2011 年）3 月 11 日には、東日本大震災の発生により、暮らしの安全・安心に対する考え方が大きく変わりました。

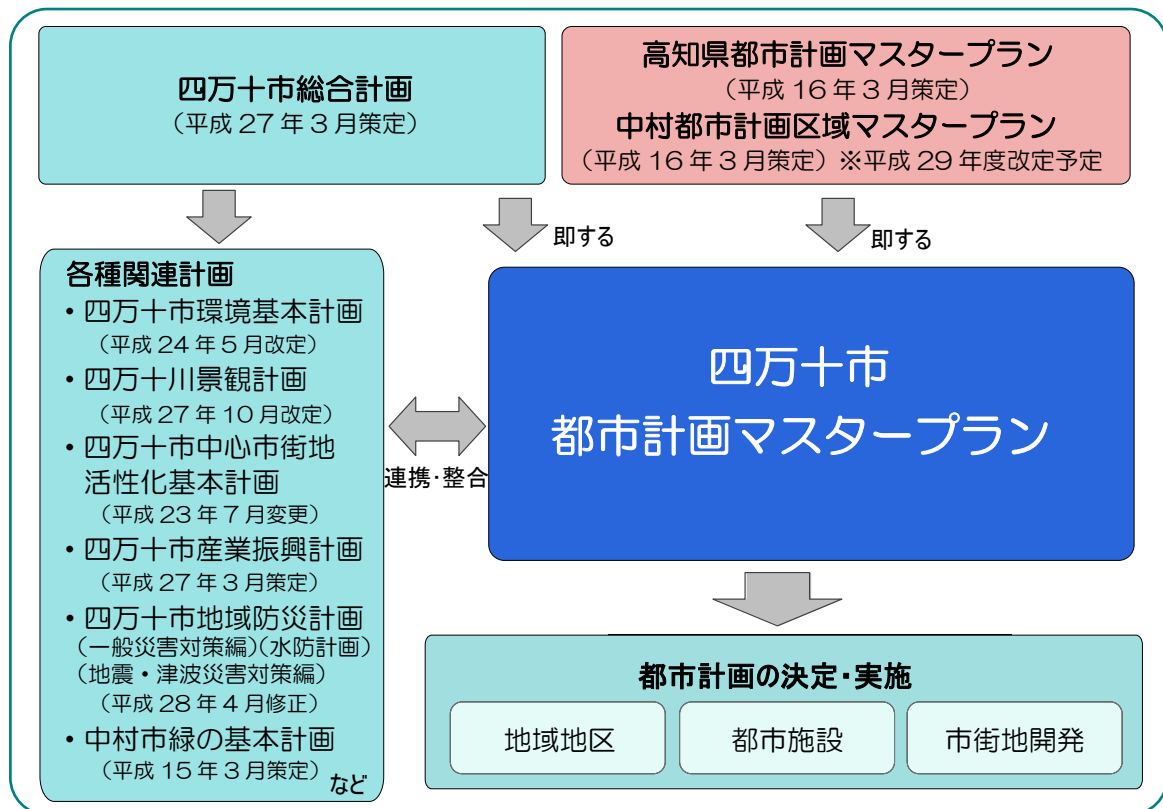
このような状況の中、平成 26 年（2014 年）度をもって計画期間満了となった「四万十市建設計画」にかわり、本市をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、かつ 10 年先の姿を見極めるまちづくりの新たな指針として平成 27 年（2015 年）3 月に「四万十市総合計画」が策定され、都市計画についても将来の都市像を明確にし、現在や今後予想される都市づくりの課題に対応した整備方針を示すことが急務となりました。

そこで、「中村市都市計画マスタープラン」の目標期間終了を待たずに、この度「四万十市都市計画マスタープラン」を策定しました。



2. 位置づけと役割

「四万十市都市計画マスタープラン」は、本市の基本構想である「四万十市総合計画」（平成 27 年 3 月）、高知県の都市計画区域マスタープランである「中村都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や関連計画を踏まえながら策定するもので、都市計画における市の最上位計画として位置づけられます。



四万十市都市計画マスタープランの位置づけ



また、都市計画マスタープランが担う役割としては以下の項目が挙げられます。

■目指すべき将来都市像を明らかにします

全体や地域の具体的な将来都市像を明確にし、実現に向けての目標や基本方針を示し、市民の理解と関心を深めます。

■都市計画の決定・変更の指針となります

市民の意向を踏まえ、地域の特性を活かしたきめ細やかなまちづくりを進めるにあたって、都市計画の決定・変更の指針となる具体的な方向を示します。

■都市計画の総合性・一体性を確保します

土地利用や都市施設（道路、上下水道等）、市街地開発事業等の都市計画相互の関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりを推進します。

■協働によるまちづくりの共通目標を示します

住民、NPO やボランティア団体等の各種団体や事業者、行政等が連携協力していく協働によるまちづくりの共通目標を示して、まちづくりへの参画を促します。

3. 目標年次と対象区域

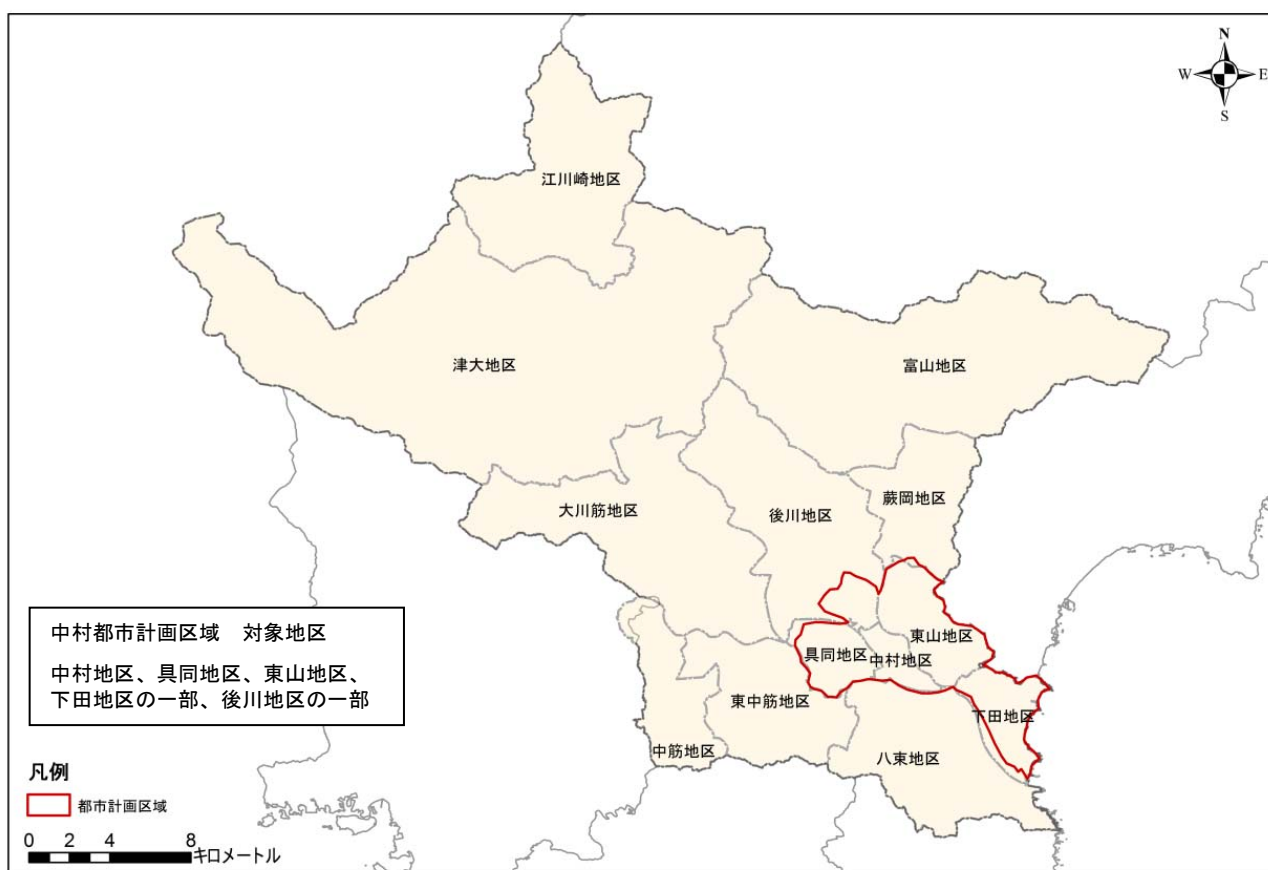
(1) 目標年次

四万十市都市計画マスタープランでは、基準年次を平成 29 年（2017 年）とし、長期的な都市像の展望をもとに将来目標をかけるため、長期目標年次をおおむね 20 年後の平成 49 年（2037 年）とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として 10 年後の平成 39 年（2027 年）における目標値についても検討を行います。

(2) 対象区域

四万十市都市計画マスタープランは、中村都市計画区域である 4,304ha を計画の対象区域とします。ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象とします。



対象区域図

資料：国土数値情報

※上図は国土数値情報より都市計画区域線及び地区境界線を図化して作成していますが、具同地区、東山地区の北側境界部などで一部ずれが生じています。

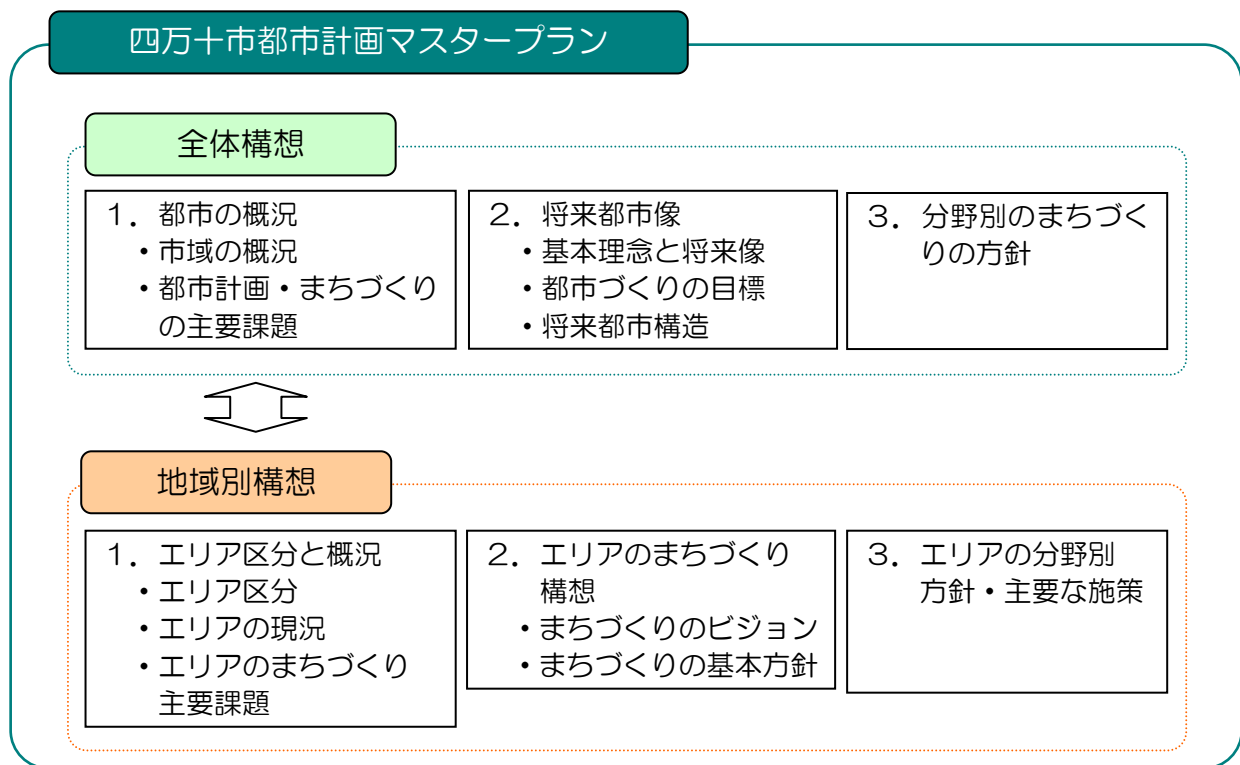


4. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、大きく全体構想と地域別構想に分けられます。

全体構想では、都市計画マスタープラン策定の前提となる都市の現況を整理するとともに、既往の計画等を踏まえ、新たな市全体の都市づくりの基本理念や将来像を考慮し、都市づくりの目標や目指す将来都市構造を示したうえで、分野別のまちづくりの方針を定めています。

また、地域別構想では、都市計画区域内を5つのエリアに区分し、各エリアの現況・課題を踏まえ、エリア別にまちづくりのビジョンや基本方針を示し、分野別の方針と主要な施策を定めています。



四万十市都市計画マスタープランの構成